

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について（新旧対照表）

新				旧			
	国自総第	446号		国自総第	446号		
	国自旅第	161号		国自旅第	161号		
	国自整第	149号		国自整第	149号		
	平成14年	1月30日		平成14年	1月30日		
一部改正	国自総第	120号		一部改正	国自総第	120号	
	国自旅第	46号			国自旅第	46号	
	国自整第	47号			国自整第	47号	
	平成14年	6月28日			平成14年	6月28日	
一部改正	国自総第	286号		一部改正	国自総第	286号	
	国自旅第	132号			国自旅第	132号	
	国自整第	114号			国自整第	114号	
	平成14年	10月1日			平成14年	10月1日	
一部改正	国自総第	540号		一部改正	国自総第	540号	
	国自旅第	243号			国自旅第	243号	
	国自整第	226号			国自整第	226号	
	平成15年	3月31日			平成15年	3月31日	
一部改正	国自総第	553号		一部改正	国自総第	553号	
	国自旅第	263号			国自旅第	263号	
	国自整第	186号			国自整第	186号	
	平成16年	3月29日			平成16年	3月29日	
一部改正	国自総第	392号		一部改正	国自総第	392号	
	国自旅第	185号			国自旅第	185号	
	国自整第	83号			国自整第	83号	
	平成17年	12月5日			平成17年	12月5日	
一部改正	国自総第	329号		一部改正	国自総第	329号	
	国自旅第	187号			国自旅第	187号	
	国自整第	95号			国自整第	95号	
	平成18年	9月29日			平成18年	9月29日	
一部改正	国自総第	587号		一部改正	国自総第	587号	
	国自旅第	328号			国自旅第	328号	
	国自整第	179号			国自整第	179号	
	平成19年	3月30日			平成19年	3月30日	
一部改正	国自安第	29号		一部改正	国自安第	29号	
	国自旅第	82号			国自旅第	82号	
	国自整第	42号			国自整第	42号	

平成20年 6月11日
 一部改正 国自安第 54号
 国自旅第 120号
 国自整第 47号
 平成20年 9月28日
 一部改正 国自安第 117号
 国自旅第 194号
 国自整第 91号
 平成21年11月20日
 一部改正 国自安第 6号
 国自旅第 8号
 国自整第 6号
 平成22年 4月28日
 一部改正 国自安第 170号
 国自旅第 246号
 国自整第 145号
 平成23年 3月31日
 一部改正 国自安第 76号
 国自旅第 169号
 国自整第 147号
 平成24年 4月16日
 一部改正 国自安第 34号
 国自旅第 206号
 国自整第 56号
 平成24年 6月29日
 一部改正 国自安第 48号
 国自旅第 223号
 国自整第 70号
 平成24年 7月18日
 一部改正 国自安第 105号
 国自旅第 331号
 国自整第 158号
 平成24年11月22日
 一部改正 国自安第 16号
国自旅第 14号
国自整第 24号
 平成25年 5月15日

各地方運輸局自動車交通部長 殿

平成20年 6月11日
 一部改正 国自安第 54号
 国自旅第 120号
 国自整第 47号
 平成20年 9月28日
 一部改正 国自安第 117号
 国自旅第 194号
 国自整第 91号
 平成21年11月20日
 一部改正 国自安第 6号
 国自旅第 8号
 国自整第 6号
 平成22年 4月28日
 一部改正 国自安第 170号
 国自旅第 246号
 国自整第 145号
 平成23年 3月31日
 一部改正 国自安第 76号
 国自旅第 169号
 国自整第 147号
 平成24年 4月16日
 一部改正 国自安第 34号
 国自旅第 206号
 国自整第 56号
 平成24年 6月29日
 一部改正 国自安第 48号
 国自旅第 223号
 国自整第 70号
 平成24年 7月18日
 一部改正 国自安第 105号
 国自旅第 331号
 国自整第 158号
 平成24年11月22日

各地方運輸局自動車交通部長 殿

関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
自動車局旅客課長
自動車局整備課長

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

第2条の2 ～ 第20条（略）

第21条 過労防止等

(1)～(5) (略)

(6) 交替運転者の配置（第6項）

① 「運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるとき」とは、運転者の体調等を考慮して個別に判断することが必要であるが、次のいずれかの場合がこれに該当する。

イ. 勤務時間等基準告示で定められた次のような条件を超えて引き続き運行する場合

(イ) 拘束時間が16時間を超える場合

(ロ) 運転時間が2日を平均して1日9時間を超える場合

(ハ) 連続運転時間が4時間を超える場合

ロ. 高速乗合バス（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に規定する路線定期運行であって、同規則第10条第1項第1号口の運賃を適用するものをいう。以下この項において同じ。）及び貸切バス（一般貸切旅客自動車運送事業の運行の用に供されるバスをいう。以下この項において同じ。）にあつては次の「高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準について」で定められた条件を超えて引き続き運行する場合

高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準について

1. 用語の定義

(1) 高速乗合バス：道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に規定する路線定期運行であつて、同規則第10条第1項第1号口の運賃を適

関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
自動車局旅客課長
自動車局整備課長

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

第2条の2 ～ 第20条（略）

第21条 過労防止等

(1)～(5) (略)

(6) 交替運転者の配置（第6項）

① 「運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるとき」とは、運転者の体調等を考慮して個別に判断することが必要であるが、次のいずれかの場合がこれに該当する。

イ. 勤務時間等基準告示で定められた次のような条件を超えて引き続き運行する場合

(イ) 拘束時間が16時間を超える場合

(ロ) 運転時間が2日を平均して1日9時間を超える場合

(ハ) 連続運転時間が4時間を超える場合

ロ. 高速ツアーバス（「高速ツアーバス」及び「会員制高速バス」の定義等について）（平成24年10月31日付け国自安第96号、国自旅第318号、観産第305号）において規定する高速ツアーバス及び会員制高速バスをいう。以下同じ。）の夜間運行（最初の乗客が乗車する時刻又は最後の乗客が降車する時刻が、午前2時から午前4時までの間にある運行又は当該時刻をまたぐ運行をいう。以下同じ。）において、その一運行実車距離（利用者の乗車の有無に関わらず、利用者が乗車可能な区間として、旅行者又は会員制高速バスの運営主体（以下「旅行者等」という）が設定した起点から終点までの距離をいう。以下同じ。）が500kmを超える場合

用するもの（注）をいう。

（注）「専ら一の市町村（特別区を含む。）の区域を越え、かつ、その長さが概ね50キロメートル以上の路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送するもの」

（2）高速道路：高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。

（3）貸切委託運行：道路運送法（昭和26年法律第183号）第35条第1項の許可を受けて行う管理の受委託による運行であって、委託者の高速乗合バスに係る一般乗合旅客自動車運送事業の管理を他の一般貸切旅客自動車運送事業者に委託し、受託者が保有する事業用自動車をその運行の用に供するものをいう。

（4）1日の乗務：1人の運転者が1日（始業から起算して24時間をいう。以下同じ。）のうち、最初に運転を開始してから、最後に運転を終了するまでの間の乗務をいう。

（5）一運行：1人の運転者の1日の乗務のうち、回送運行を含む運転を開始してから運転を終了するまでの一連の乗務を一運行という。ただし、1人の運転者が1日に2つ以上の実車運行に乗務し、その間に連続1時間以上の休憩を確保する場合であって、当該休憩の直前及び直後に回送運行があるときには、当該休憩の前後の実車運行はそれぞれ別の運行とする。なお、1人の運転者が同じ1日の乗務の中で2つの夜間ワンマン運行に連続して乗務する場合には、運行と運行の間に連続1時間以上の休憩を挟んでいても、これらの連続する運行を合わせて1つの夜間ワンマン運行とみなす。

（6）ワンマン運行：交替運転者が同乗していない運行をいう。一運行の実車運行区間に一部であっても交替運転者が同乗していない区間がある場合及び運行計画又は運行指示書上、運転の交替が計画又は指示されていない運転者等が同乗している場合についても、当該一運行をワンマン運行とする。

（7）夜間ワンマン運行：最初の旅客が乗車する時刻若しくは最後の旅客が降車する時刻（運転を交替する場合にあっては実車運行を開始する時刻若しくは実車運行を終了する時刻）が午前2時から午前4時までの間にあるワンマン運行又は当該時刻をまたぐワンマン運行をいう。

（8）昼間ワンマン運行：夜間ワンマン運行に該当しないワンマン運行をいう。

（9）実車運行：旅客の乗車の有無に関わらず、旅客の乗車が可能として設定した区間の運行をいい、回送運行は実車運行には含まない。

（10）実車距離：実車運行する区間（以下単に「実車運行区間」という。）の距離をいう。

（11）回送運行：実車運行区間以外の区間における運行をいう。

（12）一運行の実車距離：1人の運転者が一運行で運転する実車距離をいう。

（13）1日の合計実車距離：1人の運転者が1日の乗務で運転する実車距離の合計をいう。

（14）一運行の運転時間：1人の運転者が回送運行を含む一運行で運転する時間をいう。

（15）1日の運転時間：1人の運転者が回送運行を含む1日の乗務で運転する時間を

いう。

(16) 連続乗務回数：夜間ワンマン運行を含む1日の乗務を連続して行う日数をいう。

(17) 連続運転時間：10分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。

2. 高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準

高速乗合バス及び貸切バスにあっては、以下の表に定める実車距離、運転時間等の条件を超えて引き続き運行する場合には、あらかじめ、交替運転者を配置しておかなければならない。なお、1人の運転者の1日の乗務が、夜間ワンマン運行又は昼間ワンマン運行のいずれか一運行のみの場合には、それぞれ夜間ワンマン運行又は昼間ワンマン運行に係る規定を適用することとし、1人の運転者が同じ1日の乗務の中で、2つ以上の運行に乗務する場合には、夜間ワンマン運行又は昼間ワンマン運行に係る規定に加え、1日の乗務に係る規定も適用することとする。

	高速乗合バスの交替運転者の配置基準	貸切バスの交替運転者の配置基準
①一運行の実車距離	<p>夜間ワンマン運行の一運行の実車距離は、400km（次のイ又はロ（貸切委託運行にあってはイ）に該当する場合にあっては、500km）を超えないものとする。ただし、貸切委託運行を除き、⑥の夜間ワンマン運行の特認を受けた路線を乗務する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 当該運行の運行直前に11時間以上の休息期間を確保している場合</p> <p>ロ 当該運行の実車距離100kmから400kmまでの間に運転者が身体を完全に伸ばして仮眠することのできる施設（車両床下の仮眠施設等を含む。ただし、リクライニングシート等の座席を除く。）において仮眠するための連続1時間以上の休憩を確保している場合</p>	<p>夜間ワンマン運行の一運行の実車距離は、400km（次のイ及びロに該当する場合にあっては、500km）を超えないものとする。</p> <p>イ 当該運行の運行直前に11時間以上の休息期間を確保している場合</p> <p>ロ 当該運行の一運行の乗務時間（当該運行の回送運行を含む乗務開始から乗務終了までの時間をいう。）が10時間以内であること又は当該運行の実車距離100kmから400kmまでの間に運転者が身体を伸ばして仮眠することのできる施設（車両床下の仮眠施設等、リクライニングシート等の座席を含む。）において仮眠するための連続1時間以上の休憩を確保している場合</p>

②一運行の運転時間	夜間ワンマン運行の一運行の運転時間は、9時間を超えないものとする。ただし、貸切委託運行を除き、1週間当たり3回まで、これを超えることができるものとする。	夜間ワンマン運行の一運行の運転時間は、運行指示書上、9時間を超えないものとする。
③夜間ワンマン運行の連続乗務回数	夜間ワンマン運行の連続乗務回数は、4回（一運行の実車距離が400kmを超える場合にあっては、2回）以内とする。	夜間ワンマン運行の連続乗務回数は、4回（一運行の実車距離が400kmを超える場合にあっては、2回）以内とする。
④実車運行区間における連続運転時間	夜間ワンマン運行の高速道路の実車運行区間においては、連続運転時間は、運行計画書上、概ね2時間までとする。	夜間ワンマン運行の実車運行区間においては、連続運転時間は、運行指示書上、概ね2時間までとする。
⑤実車運行区間の途中における休憩の確保	夜間ワンマン運行の実車運行区間においては、運行計画書上、実車運行区間における運転時間4時間毎に合計40分以上（一運行の実車距離が400km以下の場合にあっては、合計30分以上）（分割する場合は、1回が連続10分以上）の休憩を確保していなければならないものとする。	夜間ワンマン運行の実車運行区間においては、運行指示書上、実車運行区間における運転時間概ね2時間毎に連続20分以上（一運行の実車距離が400km以下の場合にあっては、実車運行区間における運転時間概ね2時間毎に連続15分以上）の休憩を確保していなければならないものとする。
⑥一運行の実車距離500kmを超える夜間ワンマン運行路線の特認	①の規定に関わらず、運行管理体制等に係る路線毎の審査により一運行の実車距離500kmを超える夜間ワンマン運行（貸切委託運行を除く。）する路線を設定できるものとする。この場合には、高速乗合バス乗務に係る教育体制、運転者の健康管理体制、当該路線を維持するために必要な運転者数（経験年数を含む。）、当該路線を運行するために必要となる仮眠施設を有する車両の保有台数等を審査するものとする。当該特認を受	

		けた夜間ワンマン運行を行う場合、上記②から⑤までの条件を満たしていることに加え、当該運行に乗務する回数は、1人の運転者につき、1週間当たり2回以内とする。	
(2) (一) 昼間ワンマン運行に係る規定	①一運行の実車距離	<p>昼間ワンマン運行の一運行の実車距離は、500km（次のイ又はロに該当する場合にあっては、600km）を超えないものとする。</p> <p>イ 当該運行の運行直前に11時間以上の休息期間を確保している場合</p> <p>ロ 当該運行の実車運行区間の途中に合計1時間以上（分割する場合は、1回連続20分以上）の休息を確保している場合</p>	<p>昼間ワンマン運行の一運行の実車距離は、500km（当該運行の実車運行区間の途中に合計1時間以上（分割する場合は、1回連続20分以上）の休息を確保している場合にあっては、600km）を超えないものとする。</p>
	②一運行の運転時間	<p>昼間ワンマン運行の一運行の運転時間は、9時間を超えないものとする。ただし、貸切委託運行を除き、1週間当たり3回まで、これを超えることができるものとする。</p>	<p>昼間ワンマン運行の一運行の運転時間は、運行指示書上、9時間を超えないものとする。ただし、1週間当たり2回まで、これを運行指示書上、10時間までとすることができるものとする。</p>
	③高速道路の実車運行区間における連続運転時間	<p>昼間ワンマン運行の高速道路の実車運行区間においては、連続運転時間は、運行計画書上、概ね2時間までとする。</p>	<p>昼間ワンマン運行の高速道路の実車運行区間においては、連続運転時間は、運行指示書上、概ね2時間までとする。</p>
(3) (一) 1日乗務	①1日の合計実車距離	<p>1日の合計実車距離は600kmを超えないものとする。ただし、貸切委託運行を除き、1週間当たり3回まで、これを超えることができるものとする。</p>	<p>1日の合計実車距離は600kmを超えないものとする。ただし、1週間当たり2回まで、これを超えることができるものとする。</p>
	②1日の運転	<p>1日の運転時間は、9時間を超え</p>	<p>1日の運転時間は、運行指示書上、</p>

に 係 る 規 定	時間	ないものとする。ただし、貸切委託運行を除き、1週間当たり3回まで、これを超えることができるものとする。	9時間を超えないものとする。ただし、夜間ワンマン運行を行う場合を除き、1週間当たり2回まで、これを運行指示書上、10時間までとすることができるものとする。
(4) 乗務中の体調報告	<p>次のイ又はロの運行を行う場合にあっては、それぞれイ又はロに掲げる実車距離において、運転者は所属する営業所の運行管理者又は補助者（この表において「運行管理者等」という。）に電話等で連絡し、体調報告を行うとともに、当該運行管理者等はその結果を記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。</p> <p>イ 一運行の実車距離が400 kmを超える夜間ワンマン運行を行う場合 当該運行の実車距離100 kmから400 kmまでの間</p> <p>ロ 1日の乗務の合計実車距離が500 kmを超えるワンマン運行を行う場合 当該1日の乗務の合計実車距離100 kmから500 kmまでの間</p>	<p>次のイ又はロの運行を行う場合にあっては、それぞれイ又はロに掲げる実車距離において、運転者は所属する営業所の運行管理者等に電話等で連絡し、体調報告を行うとともに、当該運行管理者等はその結果を記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。</p> <p>イ 一運行の実車距離が400 kmを超える夜間ワンマン運行を行う場合 当該運行の実車距離100 kmから400 kmまでの間</p> <p>ロ 1日の乗務の合計実車距離が500 kmを超えるワンマン運行を行う場合 当該1日の乗務の合計実車距離100 kmから500 kmまでの間</p>	
(5) デジタル式運行記録計による運行管理	一運行の実車距離400 kmを超える夜間ワンマン運行又は1日の乗務の合計実車距離500 kmを超えるワンマン運行を行う場合には、当該運行の用に供される車両に道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第48条の2第2項の規定に適合するデジタル式運行記録計又はこれと同等の性能を有すると認められる機器（この表において「デジタル式運行記録計等」という。）を装着	一運行の実車距離400 kmを超える夜間ワンマン運行又は1日の乗務の合計実車距離600 kmを超えるワンマン運行を行う場合には、当該運行の用に供される車両にデジタル式運行記録計等を装着し、当該運行を行う事業者がそれを用いた運行管理を行わなければならない。	

し、当該運行を行う事業者がそれを用いた運行管理を行わなければならない。

- ハ、高速ツアーバス等の夜間運行において、当該運行を行う事業者が次の(イ)から(ニ)までに掲げる取組について実施せず、又は(ホ)から(フ)までに掲げる取組のうち1つも実施していない場合であって、その一運行実車距離が400kmを超える場合
- (イ) 遠隔地において当該運行の乗務前又は乗務後の点呼を電話により行う際、当該運行を行う事業者が、共同運行事業者その他の事業者（以下「共同運行事業者等」という。）と点呼時の立会いに関する契約に基づき、当該共同運行事業者等の運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）が運転者に立ち会っていること、当該運行を行う事業者の他の営業所の運行管理者等が立ち会っていること、又はITを活用した点呼（運転者が所属する営業所に設置した装置（以下「設置型端末」という。）及び運転者が携帯する装置（以下「携帯型端末」という。）のカメラによって、運行管理者等が当該運転者の疾病、疲労等の状況を随時確認できると同時に、携帯型端末のカメラで撮影した画像及びアルコール検知器の測定結果によって運行管理者等が当該運転者の酒気帯びの有無について確認できるとともに、当該測定結果を運行管理者の営業所の設置型端末へ自動的に記録し、及び保存できる点呼をいう。）を行っていること
 - (ロ) 当該運行の用に供される車両に道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第48条の2第2項の規定に適合するデジタル式運行記録計を装着し、当該運行を行う事業者がそれを用いた運行管理を行っているとともに、デジタル式運行記録計の記録に基づく運転者指導を行っていること
 - (ハ) 当該運行の運行計画において、当該運行の連続運転時間を概ね2時間以下とし、概ね2時間ごとに20分以上の休憩を確保していること
 - (ニ) 当該運行を行う運転者の運行直前の休息期間が11時間以上であること
 - (ホ) 当該運行を行う事業者が公益社団法人日本バス協会が実施する貸切バス事業者安全性評価認定制度に基づき、現に認定を受けていること
 - (ヘ) 当該運行を行う事業者が参加する安全運行協議会（「高速ツアーバスに係る安全運行協議会の設置について」（平成24年6月18日付け、国自旅196号）に規定する安全運行協議会をいう。）が設置され、運転者の過労防止策等の安全措置が適切に実行されていることについて、旅行業者のスタッフ又はこれに準ずる者による調査が行われていること
 - (ト) 当該運行を行う事業者が高速バス運転者の育成プログラム（組織として体系的にバス運転者を育成することを明記したプログラムであって、経験年数別に座学・実技を含む研修の実施を含むものをいう。）を有し、それに従い運転者の育成を行っていること
 - (フ) 当該運行を行う事業者が映像記録型ドライブレコーダーを用いて、運転者指導を行っていること

<p>② (略)</p>	<p>(リ)当該運行の用に供される車両に、衝突被害軽減ブレーキを装着していること (ル)当該運行の用に供される車両に、車線逸脱警報装置を装着していること (ロ)当該運行の用に供される車両に、居眠りを感じることができる装置を装着していること (ヲ)当該運行の運行管理を行う運行管理者等が24時間にわたって運行中は営業所に常駐して運転者を支援する体制を敷いていること</p> <p>二. 高速ツアーバス等の夜間運行において、当該運行を行う事業者が上記ハ. の(イ)から(ニ)までに掲げる取組の全ての実施状況及び(ホ)から(ヲ)までに掲げる取組のいずれかの実施状況について、旅行者等が当該運行に係る予約の受付を開始するまでにインターネット上に公表しない場合であって、その一運行実車距離が400kmを超える場合</p> <p>ホ. 高速ツアーバス等の夜間運行について、当該運行に乗務する運転者の1日の乗務時間(当該運行の乗務開始から乗務終了までの時間をいう。以下同じ。)が10時間を超える場合</p> <p>ヘ. 貸切バス(高速ツアーバス等以外の貸切バスをいう。以下この項において同じ。)の夜間運行において、その一運行実車距離が500kmを超える場合</p> <p>ト. 貸切バスの夜間運行において、以下の(イ)又は(ロ)のいずれかを満たしていない場合であって、その一運行実車距離が400kmを超える場合</p> <p>(イ)当該運行に乗務する運転者の1日の乗務時間が10時間を超えず、当該運行を行う事業者が上記ハ. の(イ)から(ニ)までに掲げる全ての取組について実施し、上記ハ. の(ホ)から(ヲ)までに掲げる取組のうちいずれかを実施するとともに、これらの実施状況を公表していること</p> <p>(ロ)当該運行に乗務する運転者の休息期間及び休憩時間が次の(i)から(iii)までの条件をいずれも満たしていること</p> <p>(i)当該運行の運行直前の休息期間が11時間以上であること</p> <p>(ii)当該運行の運行計画において、当該運行の連続運転時間を概ね2時間以下とし、概ね2時間ごとに20分以上の休憩を確保していること</p> <p>(iii)当該運行の実車距離100kmから400kmまでの間に適切な仮眠施設(運転者が身体を伸ばして仮眠することのできる施設(車両床下の仮眠施設、リクライニングシート等の座席を含む)をいう。)で仮眠するための連続1時間以上の休憩を確保していること</p> <p>② (略)</p>
<p><u>附 則(平成25年5月15日付け国自安第16号、国自旅第14号、国自整第24号)</u> 改正後の通達は、「<u>高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準</u>」2.(5)を除き平成25年8月1日(高速ツアーバス及び会員制高速乗合バスから高速乗合バスへの移行のために、乗合バス事業に係る許認可の取得を完了させ、平成25年8月1日より前に高速乗合バスの運行を開始する場合にあっては、その運行を開始する日)から施行する。 「<u>高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準</u>」2.(5)については平成26年1月1日から施行する。</p>	